

主たる事務所の所在地 山口市下小鯖一三四六番地の三

(一八) 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

当該農用地利用配分計画は、平成二十七年一月二十日から同年二月三日までの間、山口県農林水産部農業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
	住	所	所	在
安永 敏雄	下関市菊川町下大野五〇五の六	下関市清末中町三丁目二〇七の一ほか六〇筆	一五一、九九九	積(平方メートル)
大林ひとみ	清末東町六丁目八二五の二	清末東町六丁目八二一の二ほか一筆	四、九三八	
町田 昇	清末中町三丁目二二三の三	清末中町三丁目二三五の一ほか二筆	五、八五一	
堀江 右三	清末東町五丁目七四四	三六〇の一ほか一三筆	一九、六六八	
木村 紀和	目一番四〇号	二二〇ほか一筆	三、九〇二	
農事組合法人日の出ファーム	萩市大字上小川東分四二二	萩市大字上小川東分字町島二九六五の一ほか二筆	四、三八八	
農事組合法人小国	大字片俣六九一の	大字片俣字新川九六四ほか五筆	一四、七二三	
農事組合法人木間の郷	大字山田六四〇の	大字山田字本谷九七一ほか一筆	二、二二四	
農事組合法人長小野	大字佐々並一九三	大字佐々並字下ノ原二四四ほか五筆	八、五六六	
農事組合法人ふくえ	大字紫福三四四〇	大字紫福字尾土井二五一の二ほか三筆	四、七六〇	
宮川 博充	山口市宮野上二四九八	山口市宮野上字鯨田二二九一の一ほか二筆	一、九九八	

二 申請年月日

平成二十七年一月七日

(一九) 県営二島西地区経営体育成基盤整備事業(第一換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営二島西地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第一換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年一月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山根 保彦	〃	阿東篠目三三六	〃	阿東生雲東分字松原五三二の一	二、八九七
有限会社三宅牧場	〃	阿東徳佐下七〇五の二	〃	阿東徳佐下字五柘原九一の一ほか一筆	二四、二五〇
農事組合法人高松	〃	仁保下郷二四八九の一	〃	仁保下郷字下河原二六一五の一ほか三筆	一一、七四三
農事組合法人切畑ファーム	〃	防府市大字切畑一〇六二の六	〃	防府市大字切畑字安中一七三五の一ほか五筆	一一、四七五
福田 童男	〃	岩畠一丁目二番四五号	〃	大字台道字野地四九九九の一ほか一筆	一、八七三
岡本 洋志	〃	宇部市大字車地一〇六	〃	宇部市大字車地字上横山五〇二の一ほか二筆	一、二九七
農事組合法人淡川	〃	周南市大字鹿野上一〇一七の三	〃	周南市大字鹿野上字佐々畑三四三の二ほか三筆	五、五三六
農事組合法人ファームつるの里	〃	大字八代五四五	〃	大字八代字道金二三七一の一ほか九筆	一七、六二三
小林 聖	〃	大島郡周防大島町大字戸田一七五三	〃	大島郡周防大島町大字戸田字流田一四八一の一	六三四
川地 守	〃	小松九四八の一三	〃	西屋代字岡田一〇九三の二	一、九八九
株式会社瀬戸内ジャムズガーデン	〃	日前三三三の一の八	〃	日前三三三の二	二、四九八
角井 雅之	〃	土居七六一	〃	字新屋一六九五ほか二筆	九、五一六
神田 勉	〃	東安下庄一〇八八の一	〃	東屋代字上市井原一六四九の一ほか二筆	一一、〇四四

- 一 縦覧に供する書類
県宮二島西地区経営体育成基盤整備事業（第一換地区）換地計画書の写し
 - 二 縦覧の期間
平成二十七年一月二十一日から同年二月九日まで
 - 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課
-

平成二十七年一月二十日印刷

発行人所

山口県知事庁